

韓国 為替管理制度 資本取引 外国為替取引規程(抜粋)

外国為替取引規程(2019.10.8. 一部改正 企画財政部告示第2019-20号)(抜粋・ジェトロ仮訳)

第7章 資本取引

第1節 通則

第7-2条(申告などの例外取引)

次の各号の1に該当する資本取引をしようとする場合には申告などを要しない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 ただし書き削除>

1. 韓国銀行が外国為替業務として行う取引
2. 外国為替業務取扱機関が外国為替業務として行う取引および同外国為替業務取扱機関を取引相手として行う取引(第2章およびこの章で申告するように規定されている場合には申告した場合に限る) <企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
3. 両替所が第3章第1節の規定で定めるところにより両替業務として行う取引
- 3の2. 少額海外送金業者が第3章第2節の規定で定めるところにより少額海外送金業務として行う取引<企画財政部告示第2017-19号、2017.6.29. 新設>
4. 外国為替平衡基金が法・令およびこの規定により行う取引
5. 取引当事者の一方が申告などをした取引(ただし、申告人が定められた場合、該当申告人が申告などをした取引)<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>
6. 第7-46条第2項に従って申告した居住者が資金統合管理のために5,000万ドル以内で指定取引外国為替銀行を通じて非居住者を行う海外預金、金銭貸借、担保提供取引および外国為替銀行に対する担保提供<企画財政部告示第2017-19号、2017.6.29 改正>
7. この章による資本取引で取引1件当たりの支払いなどの金額(分割して支払いなどを行う場合にはそれぞれの支払いなどの金額を合算した金額をいい、以下、本条で同様である)が5,000ドル以内である場合<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3 改正>
8. この章による資本取引で居住者(外国人居住者を除き、以下、本条で同様である)取引1件当たりの支払い金額が5,000ドル超過5万ドル以内であり、年間支払い累計金額が第4-3条第1項第1号カ目本文の金額を超過しない場合。ただし、支払いの際、第4-3条第3項の指定取引外国為替銀行の長から取引の内容に対する確認を受けなければならない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3 改正>
9. この章による資本取引で居住者の取引1件当たりの領収金額が5,000ドル超過5万ドル以内で年間領収累計金額が5万ドルを超過しない場合。ただし、指定取引外国為替銀行の長から取引内容に対する確認を受けなければならない。第4-3条の手続きに従って領収しなければならない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3 改正>

第7-3条(支払手続き)

①この章で別に定める場合を除き、居住者間の資本取引または行為による代金の支払いなどは、外国為替銀行を通じて支払い・受領しなければならない。ただし、1件当たりの支払い・受領金額が5千ドル以下の場合お

よび次の各号の1に該当する場合にはこの限りでない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3. 改正>

1. 外国に滞在している居住者間の金銭貸借取引の場合
2. 特定保険事業者が国内の居住者と外貨建保険契約を締結する場合
3. 居住者が海外旅行経費の支払いに充てるために外国人居住者から対外支払い手段の贈与を受ける場合。外国で発行された航空券、乗船券、旅客運賃船級通知書(P.T.A)、航空券引換証を含む。
4. 居住者が他の居住者から資本市場及び金融投資業に関する法律による証券市場(以下、“証券市場”という)に上場された外貨証券を韓国取引所を通じて取得する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

②第1項本文の規定にかかわらず、外国為替銀行を通じずに代金を支払い・受領しようとする場合には、韓国銀行総裁に申告しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第7-4条(申告などの手続き)

資本取引の申告受理を受けようとし、または申告をしようとする者は、次の各号に定める申告(受理)書を当該資本取引の申告(受理)機関に提出しなければならない。また、申告内容を変更しようとする場合には、変更事項および変更事由を添付して当該申告(受理)機関に提出しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

1. 預金、信託契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-1号書式
2. 金銭の貸借契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-2号書式
3. 債務の保証契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-3号書式
4. 対外支払い手段、債権その他の売買契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-4号書式
5. 証券の発行または募集:別紙第7-5号書式
6. 証券取得:別紙第7-6号書式
7. デリバティブ取引:別紙第7-7号書式<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
8. 担保契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-8号書式<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
9. 賃貸借契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-9号書式<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
10. 証券貸借契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-11号書式<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第7-5条(資本取引の仮申告受理)

①第7-4条の規定による資本取引の申告を受理するにあたり、資本取引の申告受理機関は仮申告の受理を行い、一定期間の準備期間が経過した後には本申告の受理を行うことができる。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

②第1項において“一定期間の準備期間”とは、当該資本取引に関する当事者間の合意、予約、仮契約など以降から本契約締結前までの期間をいい、その期間は1年を超過することができない。

第2節 預金、信託契約に伴う資本取引

第1款 国内預金および国内信託

第7-6条(取引手続きなど)

①居住者または非居住者が国内で次の各号の1に該当する預金取引および信託取引をしようとする場合には申告を要しない。

1. 居住者または非居住者が本款で定める預け置きおよび処分事由により外国為替銀行および総合金融会社(以下、本款で“外国為替銀行など”という)と預金取引および金銭信託取引を行う場合<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19改正>

2. 国民である非居住者が国内で使うために内国通貨で預金取引および信託取引を行う場合

②第1項で規定された場合を除いて居住者または非居住者が居住者と国内で預金取引および信託取引をしようとする場合には韓国銀行総裁に申告しなければならない。

③第1項および第2項の規定により居住者と国内で信託取引(居住者間のウォン貨信託取引を含む)をする者が信託契約の満了により金銭でない資産またはこれに対する権利を取得しようとする場合にはこの規定で定めるところにより申告などをしなければならない。<財政経済部告示第2001-19号、2001.11.6改正>

第7-7条(勘定の種類など) <財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 削除>

第7-8条(勘定への預置)

①居住者勘定および居住者外貨信託勘定に預けておける支払い手段は次の各号の1に該当する対外支払い手段とする。

1. 取得または保有が認められた対外支払い手段

2. 内国支払い手段を対価として外国為替銀行などから買い入れた対外支払い手段

②対外勘定および非居住者外貨信託勘定に預けておける支払い手段は次の各号の1に該当する対外支払い手段とする。

1. 外国から送金されてきた対外支払い手段

2. 認められた取引によって対外支払いが認められた対外支払い手段、2012.4.16改正

3. 国内金融機関と外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人、外国金融機関(以下‘外国為替銀行海外支店など’以下、本項で同様である)間または外国為替銀行海外支店など間の外貨決済によって取得した対外支払い手段<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17新設>

4. 第5節第2款の規定により、国内で証券の発行によって調達した資金<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17新設>

③海外移住者勘定に預けておける支払い手段は次の各号の1に該当する国内にある財産を処分して取得した内国支払い手段を対価に外国為替銀行などから買い入れた対外支払い手段とする。

1. 海外移住者および海外移住予定者の自己名義の財産<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17改正>

2. 在外同胞の自己名義の国内財産<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17改正>

④非居住者ウォン貨勘定に預けておける支払い手段は次の各号の1に該当する内国支払い手段とする。

1. 非居住者が国内で取得した内国支払い手段(外国から輸入または領収した対外支払い手段を対価として取得した内国支払い手段を含む)<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4改正>

2. 非居住者が対外経済協力基金法施行令による借款供与契約書により支払われた内国支払い手段

⑤非居住者自由ウォン貨勘定および非居住者ウォン貨信託勘定に預けておける支払い手段は次の各号の1

に該当する内国支払い手段とする。

1. 非居住者(外国人居住者を含み、第2号を除いて以下本項で同様である)が外国から送金したり携帯搬入した外貨資金または本人名義の対外勘定および非居住者外貨信託勘定に預けられた外貨資金を内国支払い手段を対価に売却した資金<企画財政部告示第2008-6号、2008.6.2 改正>
2. 非居住者(経常取引代金の取立・決済業務を遂行する外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人、外国金融機関を含む)が内国通貨表示経常取引代金(輸出入取引に関する運賃、保険料を含む)または内国通貨表示再保険取引代金として取得した内国支払い手段<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
3. 非居住者本人名義の他の非居住者自由ウォン貨勘定、投資転用非居住者ウォン貨勘定および非居住者ウォン貨信託勘定からの振替<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
4. 国際金融機関の場合、韓国銀行内にある本人名義の非居住者ウォン貨勘定からの振替(対外支払いが認められた資金に限る)
5. 認められた資本取引によって国内で取得した資金として対外支払いが認められた資金<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
6. 非居住者(資金受領の指示を受けた外国にある金融機関含む)が外国為替同時決済システムを通じた決済またはこれに関連した取引により取得した内国支払い手段<財政経済部告示第2005-13号、2005.7.1 新設>
7. 第2-6条および第10-21条により借入れたウォン貨資金(ただし、居住者から保証または担保の提供を受けて借り入れたウォン貨資金は除外する)<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8 改正>
8. 外国に所在する公認された取引所で取引される証券、市場デリバティブのウォン貨決済によって取得した資金<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
9. 第5節第2款の規定によって国内で証券の発行により調達した資金<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>
10. 第7-37条第1項のただし書きで定めるところにより、外国人投資者が国債または韓国銀行法第69条による通貨安定証券の売買を国際預託決済機構に委託して投資する場合で、国際預託決済機構名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定から振り替えられた資金。ただし、国際預託決済機構名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定内の本人名義の顧客口座に預託された資金に限る。<企画財政部告示第2010-10号、2010.5.19 新設>
11. 第7-48条第1項第13号による韓国銀行と外国中央銀行間の通貨スワップ資金を活用した非居住者間の内国通貨表示金銭貸借契約に関連して取得した内国支払手段(外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人名義の勘定の場合当該外国為替銀行海外支店および現地法人が金銭貸借に関連する代金の決済業務を遂行する場合を含む)<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19新設>
12. 外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人または外国金融機関が第6-2条の規定により外国為替銀行に内国通貨を輸出した対価として取得した内国支払手段(外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人名義の勘定の場合、当該外国為替銀行海外支店および現地法人が内国通貨輸出関連代金の決済業務を遂行する場合を含む)<企画財政部告示第2013-21号2013.12.19新設>
13. 韓国取引所が開設した金現物市場で取引される金現物の売買に関連して取得した内国支払手段
14. 第10-21条に関連して清算銀行が他の清算銀行名義の非居住者自由ウォン勘定から支払を受けた内国支払手段<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8新設>

第7-9条(勘定の処分)

- ①居住者勘定および居住者外貨信託勘定の処分には制限をおかない。ただし、対外支払い(対外勘定および非居住者外貨信託勘定への振替を含む)をしようとする場合には第4章の規定で定めるところに従う。
- ②対外勘定および非居住者外貨信託勘定は次の各号の1に該当する用途で処分することができる。
1. 外国に対する送金
 2. 他の外貨預金勘定および外貨信託勘定への振替
 3. 対外支払い手段への引き出しまたは外国為替銀行などからの他の対外支払い手段の買入
 4. 外国為替銀行などに内国支払い手段を対価にした売却
 5. その他認められた取引に伴う支払い
 6. 国内金融機関と外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人、外国金融機関(以下‘外国為替銀行海外支店など’以下、本項で同様である)間または外国為替銀行海外支店など間の外貨決済による支払い<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>
- ③海外移住者勘定は次の各号の1に該当する用途で処分することができる。
1. 第4-6条の規定により認められた海外移住費送金(送金小切手および旅行者小切手引き出しを含む)および第4-7条の規定により認められた国内財産の送金<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
 2. 外国為替銀行などに内国支払い手段を対価にした売却
- ④非居住者ウォン貨勘定は次の各号の1に該当する用途で処分することができる。
1. 内国支払い手段への引き出しまたは居住者ウォン貨勘定および他の非居住者ウォン貨勘定への振替<財政経済部告示第2001-19号、2001.11.6 改正>
 2. 対外経済協力基金法施行令による借款供与契約書で定めるところにより支払われた非居住者ウォン貨勘定預置金で非居住者が外国為替を買い入れたり買い入れた外国為替の外国為替銀行を通じた外国への送金その他認められた取引に使う場合
 3. 外国に対する非居住者ウォン貨勘定として発生した利子送金のために外国為替銀行などに対外支払い手段を対価にした売却
- ⑤非居住者自由ウォン貨勘定および非居住者ウォン貨信託勘定は次の各号の1に該当する用途で処分することができる。
1. 外国為替銀行などに対外支払い手段を対価にした売却
 2. 内国通貨表示經常取引代金または内国通貨表示再保険取引代金支払い(支払いをする者は經常取引代金の取立・決済業務を遂行する外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人、外国金融機関を含み、支払い方法は口座間振替方式に限る)<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
 3. 非居住者(外国人居住者を含む)本人名義の他の非居住者自由ウォン貨勘定、投資専用非居住者ウォン貨勘定および非居住者ウォン貨信託勘定への振替 <企画財政部告示第2008-6号、2008.6.2 改正>
 4. 国際金融機構の場合、韓国銀行内にある本人名義の非居住者ウォン貨勘定への振替
 5. 第7-15条および第10-21条により認められた居住者に対するウォン貨資金貸付<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8 改正>
 6. 外国から国内に支払依頼された1件当たり(同一者、同一人基準) 2万ドル相当以下のウォン貨資金の支払(外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人、外国金融機関名義の勘定に限る)<財政経済部告示

第2007-62号、2007.12.17 改正>

7. 外国為替同時決済システムを通じた決済またはこれに関する取引のための資金の振替(資金支払いの指示を受けた外国にある金融機関の処分を含む)<財政経済部告示第2005-13号、2005.7.1 新設>

8. 第2-6条および第10-21条により借入れたウォン貸資金の元利金償還<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8改正>

9. 外国に所在する公認された取引所で取引される証券、市場デリバティブのウォン貸決済のための資金の支払い<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

10. 第5節第2款の規定により発行した証券の元利金償還、証券の買入および証券発行手数料など発行費用の支払い<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

11. クレジットカードなどの使用による代金の支払い(カード使用代金の決済および現金引出に限る)
<企画財政部告示第2008-6号、2008.6.2 新設>

12. 外国為替銀行が非居住者自由ウォン勘定の預け金を担保として提供を受け、ウォン貸貸付をした場合、担保権の行使のための外国為替銀行の預け金として処分<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30 新設>

13. 第7-37条第1項のただし書きで定めるところにより、外国人投資者が国債または韓国銀行法第69条による通貨安定証券の売買を国際預託決済機構に委託しようとする場合、国際預託決済機構名義の投資専用非居住者ウォン貸勘定内の本人名義の顧客口座への振替<企画財政部告示第2010-10号、2010.5.19 新設>

14. 第7-48条第1項第13号による韓国銀行と外国中央銀行間の通貨スワップ資金を活用した非居住者間の内国通貨表示金銭貸借契約に関連する内国支払手段の支払(外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人名義の勘定の場合、当該外国為替銀行海外支店および現地法人が金銭貸借に関連する代金の決済業務を遂行する場合を含む)<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 新設>

15. 外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人または外国金融機関が第6-2条第1項第6号の規定により外国為替銀行から内国通貨を輸入した対価の支払(外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人名義の勘定の場合、当該外国為替銀行海外支店および現地法人が内国通貨輸入に関連する代金の決済業務を遂行する場合を含む)<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 新設>

16. 韓国取引所が開設した金現物市場で取引される金現物の売買に関連する内国支払手段の支払い

17. 第10-21条に関連して、清算銀行名義の非居住者自由ウォン勘定から他の清算銀行名義の非居住者自由ウォン勘定への振込<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8 新設>

第7-10条(確認など)

①以下の各号の1に該当する場合の外国為替銀行などの確認に関しては第2-2条第1項、第3項および第4項の規定を準用する。(2006.8.3.改正)

1. 第7-8条第1項第1号の規定により、居住者勘定および居住者外貨信託勘定に預金および信託を預かりまたは受託する場合。ただし、他の居住者勘定および居住者外貨信託勘定からの振替はこの限りでない。

2. 第7-9条第2項第4号の規定による用途で対外勘定および非居住者外貨信託勘定を処分する場合

②第7-8条第2項第2号に該当する対外支払い手段の対外勘定および非居住者外貨信託勘定への預かりに関連して外国為替銀行などは第4-4条第1項および第2項に該当するかどうかを確認しなければならない。 <財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

第2款 海外預金および海外信託

第7-11条(取引手続きなど)

①居住者が非居住者と海外で次の各号の1に該当する預金取引および信託取引をしようとする場合には申告を要しない。

1. 外国に滞在している居住者が外貨預金または外貨信託取引を行う場合
2. 居住者が公共借款の導入及び管理に関する法律またはこの規定による非居住者からの外貨資金借入に関して外貨預金取引を行う場合
3. 本章第7節および関係法令で定めるところにより、海外市場で取引されているデリバティブ取引をしようとする居住者が当該取引に関して外国にある金融機関と外貨預金取引を行う場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
4. 国民である居住者が居住者になる前に外国にある金融機関に預けておいた外貨預金または外貨信託勘定を処分する場合
5. 居住者が第5節の規定による外国での証券発行に関して預金取引を行う場合
6. 居住者が本章第6節の規定による証券投資、第8章の規定による現地金融、第9章の規定による海外直接投資および海外支社に関して外貨預金取引を行う場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
7. 預託決済院が第6節第2款により、居住者が取得した外貨証券を外国にある証券預託機関または金融機関に預託・保管して同預託・保管証券の権利行使のために外貨預金取引を行う場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
8. 認められた取引に伴う支払いのために外貨預金および外貨信託勘定を処分する場合
9. 外国為替同時決済システムを通じた決済に関して外国為替銀行がCLS 銀行または外国為替同時決済システムの非居住者会員銀行と複数通貨(ウォン貨含む)預金またはウォン貨預金取引を行う場合<財政経済部告示第2005-13号、2005.7.1 新設>
10. 認められた取引により第9章第4節の外国にある不動産またはこれに関する権利を取得しようとするかあるいは既に取得した居住者が申告した内容に従って当該不動産取得に関連して国内から送金した資金で外貨預金取引を行う場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
11. 預託決済院、証券金融会社または証券貸借取引の仲介業務を営んでいる投資売買業者または投資仲介業者が第7-45条第1項第16号および第7-48条第1項第6号の規定による証券貸借取引に関連して外貨預金取引を行う場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
12. 第2項の規定による外貨預金取引申告を行った居住者が認められた取引により海外から取得した資金を預ける場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>
13. 第7-14条第7項ただし書きの規定により、国内に本店をおいた外国為替銀行海外支店または現地法人の金融機関、外国金融機関に預託する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
14. 居住者である債務者の回生及び破産に関する法律による破産管財人が海外で債権を回収して取得した資金により非居住者と外貨預金の取引をしようとする場合<企画財政部告示第2018-28号、2018.12.24 新設>

②第1項の規定に該当する場合を除いて居住者が海外で非居住者と外貨預金取引をしようとする場合には、指定取引外国為替銀行の長に申告しなければならない。ただし、国内から送金した資金で預けようとする場合には、指定取引外国為替銀行を通じて送金しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.

17 改正>

③居住者が海外で非居住者と次の各号の1に該当する預金取引および信託取引をしようとする場合には韓国銀行総裁に申告しなければならない。

1. 第2項の規定にかかわらず、次の各目の1に該当する者を除いた居住者が1件当たり(同一者、同一人基準)5万ドルを超過して国内から送金した資金として預けておこうとする場合。この場合にも指定取引外国為替銀行を通じて送金しなければならない。<財政経済部告示第2001-19号、2001.11.6 改正>

ア.機関投資家

イ.前年度輸出入実績が500万ドル以上である者

ウ.海外建設促進法による海外建設業者

エ.外国航路に就航している国内の航空または船舶会社

オ.遠洋漁業者

2. 第1項第1号、第4号および第8号の規定に該当する場合を除いて居住者が海外で非居住者と信託取引をしようとする場合

④第1項および第3項の規定により海外で非居住者と信託取引をする居住者が信託契約期間の満了により金銭でない資産またはこれに対する権利を取得しようとする場合にはこの規定で定めるところにより申告などを行わなければならない。

第7-12条(報告など)

①第7-11条第1項第12号、第2項および第3項の規定により、海外で預金取引を行う者(機関投資家は第7-35条による報告の代りとする)海外で1件当たり1万ドルを超過して入金した場合には、入金日から30日以内に海外入金報告書を指定取引外国為替銀行の長に提出しなければならない。指定取引外国為替銀行の長は翌年度の初月末日までに韓国銀行総裁に報告しなければならない。<企画財政部告示第2017-19号、2017.6.29. 改正>

②第7-11条第1項第12号、第2項および第3項の規定により海外で預金取引を行う者(機関投資家は第7-35条による報告の代りとする)および第7-11条第3項の規定により海外で信託取引を行う者(機関投資家は第7-35条による報告の代りとする)のうち以下の各号の1に該当する者は指定取引外国為替銀行を経由して翌年度の初月末日までに残高現況報告書を韓国銀行総裁に提出しなければならない。

1. 法人：年間入金額または年間残高が50万ドルを超過する場合

2. 法人以外の者：年間入金額または年末残高が10万ドルを超過する場合

③韓国銀行総裁は第1項による海外入金報告書および第2項による残高現況報告書を国税庁長および関税庁長に通知しなければならない。<2012.4.16. 改正>

第3節 金銭の貸借、債務の保証契約に伴う資本取引

第1款 金銭の貸借契約

第7-13条(申告の例外取引)

居住者が金銭の貸借契約による債権の発生などに関する取引をしようとする場合で、以下の各号の1に該当する場合には申告を要しない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

1. 居住者が他の居住者と金銭の貸借契約に伴う外国通貨と表示されたり支払ってもらえる債権の発生などに関する取引をしようとする場合

2. 居住者が非居住者と外国人投資促進法による借款契約を締結したり公共借款の導入及び管理に関する法律による公共借款協約を締結する場合
3. 居住者が非居住者と対外経済協力基金法による借款供与契約を締結する場合
4. 国民である居住者と国民である非居住者間に国内で内国通貨と表示されて支払われる金銭の貸借契約を行う場合
5. 大韓民国政府の在外公館勤務者、その同居家族または海外滞在者および海外留学生がその滞在するのに必要な生活費および学資金などの支払いのために非居住者と金銭の貸借契約を行う場合<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>
6. 国際有価証券決済機構に加入した居住者が有価証券取引の決済に関連して非居住者から日中貸付(intra-day credit)または一日貸付(over-night credit)を受ける場合<2012. 4. 16. 改正>
7. 認められた取引により第9-39条第2項の不動産を取得する際、取得資金に引き当てるために取得不動産を担保として非居住者から外貨資金を借入れる場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
8. 外国為替同時決済システムを通じた決済に関して居住者会員銀行がCLS 銀行からCLS 銀行が定めた一定限度のウォン貸付ポジション(Short Position)を受けたり非居住者に日中ウォン貸付信用供与(Intra-day Credit)または一日ウォン貸付信用供与(Over-night Credit)を行う場合<財政経済部告示第2005-13号、2005.7.1 新設>
9. 外国為替同時決済システムを通じた決済に関して外国為替銀行が非居住者会員銀行から日中ウォン貸付信用供与(Intra-day Credit)または一日ウォン貸付信用供与(Over-night Credit)を受ける場合<財政経済部告示第2005-13 号、2005.7.1 新設>

第7-14条(居住者の外貨資金借入)

①第7-13 条の規定に該当する場合を除いて次の各号の1に該当する居住者が非居住者から外貨資金を借入(外貨証券およびウォン貸付連係外貨証券発行を含み、以下本条では同じ)しようとする場合には、指定取引外国為替銀行の長に申告しなければならない。ただし、3,000万ドル(借入申告時点から過去1年間の累積借入金額を含めて以下、本条で同一である)を超過して借入れようとする場合には指定取引外国為替銀行を経由して財政経済部長官に申告しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

1. 地方自治体、政府投資機関および政府出資機関
2. 公共目的の達成のために政府または第1号の機関が設立したり出資・出捐した法人または政府業務受託法人
3. 営利法人

②第1項にもかかわらず、外国人投資促進法により一般製造業を営む会社(以下、本項で“一般製造会社”)または企画財政部長官から租税減免決定を受けた外国人投資企業として高度な技術を随伴する事業および産業資源サービス業を営む会社(以下、本項で“高度技術会社”)が次の各号の1に該当する限度範囲内で非居住者から償還期間が1年以下(資金引出日から起算する)である短期外貨資金を借入れようとする場合には、第1項による指定取引外国為替銀行の長に申告しなければならない。<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30 改正>

1. 高度技術業者の場合、外国人投資金額(外貨金額基準で外国人投資企業登録証明書上の投資金額と登録されない株金払込額をいい、以下同じ)以内。ただし、高度技術業者のうち外国人投資比率が3分の1

未満である企業は外国人投資金額の100分の75以内

2. 一般製造業者の場合、外国人投資金額の100分の50

③第1項の規定にもかかわらず、精油会社および原油、液化天然ガスまたは液化石油ガス輸入業者が原油、液化天然ガスまたは液化石油ガスの一覧払方式、輸出者信用方式(Shipper's Usance)または事後送金方式輸入代金決済のために償還期間が1年以下である短期外貨資金を借入れる場合には、取引外国為替銀行の長(L/C方式である場合にはL/C開設銀行をいい、D/P、D/A方式である場合には輸入為替手形取立銀行、事後送金方式である場合には輸入代金の決済のための送金銀行をいう)に申告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

④第1項にもかかわらず、直前四半期末の自己資本が1兆ウォン以上の投資売買業者または投資仲介業者が非居住者から外貨資金を借り入れる場合には、第2-5条の規定による。この場合、“外国為替銀行”は“直前四半期末の自己資本が1兆ウォン以上の投資売買業者または投資仲介業者”とみなす。ただし、直前四半期末の自己資本が1兆ウォン以上の投資売買業者または投資仲介業者は外貨資金の借入現況を毎月別に翌月10日までに韓国銀行総裁および金融監督院長に報告しなければならない。<企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 新設>

⑤第7-13条の規定に該当する場合を除いて第1項第1号および第2号以外の個人および非営利法人が非居住者から外貨資金を借入れようとする場合には、指定取引外国為替銀行を経由して韓国銀行総裁に申告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正> <企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

⑥第1項の規定により申告する者のうち、第1項第1号および第2号に該当する者が3,000万ドルを超過する外貨資金を借入れようとする場合には財政経済部長官と事前に協議して申告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正> <企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

⑦第1項および第5項の規定により申告しようとする者は借入時、別紙第7-2号書式の金銭貸借契約申告書[証券を発行する場合には別紙第7-5号書式の証券発行申告書]に借入資金の用途を明記して申告機関などに提出しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正> <企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

⑧外貨を借入れた居住者は調達した外貨資金(第7-13条第7号の規定により調達した外貨資金は除外)を指定取引外国為替銀行に開設された居住者勘定に預けた後、申告時に明記した用途で使用しなければならない。ただし、経常取引代金の対外支払い、海外直接投資のために調達した資金は国内に本店をおいている外国為替銀行の海外支店・現地法人または外国金融機関に預託した後支払われたり非居住者に直接支払うことができ、外貨証券の発行により調達した資金は国内に本店を置く外国為替銀行の海外支店・現地法人に預託することができる。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正> <企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

⑨第8項のただし書き規定により外貨資金を預託したか支払いをした者は、同勘定の預託・引出および償還状況を指定取引外国為替銀行の長に報告しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正> <企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

⑩指定取引外国為替銀行の長は四半期毎に第7項規定による居住者勘定または外貨預金勘定の預け・引出および償還状況を韓国銀行総裁に報告しなければならない。韓国銀行総裁はこれをまとめて翌四半期の最初月の20日以内に財政経済部長官に報告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正> <企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

⑪財政経済部長官は第1項または第4項により申告する者のうち、ウォン貨調達目的で外貨資金を借り入れた居住者に対して為替レート変動リスク防止のために必要な措置を取るよう指導することができる。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正> <企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

⑫外国為替銀行の長および韓国銀行総裁は必要な場合、第1項または第5項の申告内容を国税庁長が閲覧できるようにしなければならない。<2012. 4. 16. 新設> <企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

第7-15条(居住者のウォン貨資金借入)

①第7-13条の規定に該当する場合を除き居住者が非居住者からウォン貨資金を借り入れようとする場合には指定取引外国為替銀行の長に申告しなければならない。ただし、10億ウォン貨資金(借入申告時点から過去1年間の累積借入金額を含む)を超過し借り入れようとする場合には指定取引外国為替銀行を経由して企画財政部長官に申告しなければならない。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>

②居住者が非居住者からウォン貨資金を借り入れる場合には非居住者自由ウォン勘定に預けられた内国支払手段に限る。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 新設>

第7-16条(居住者の非居住者に対する貸付)

①第7-13条に規定された場合を除き、令第8条第1項第1号から第3号までの規定により外国法人に投資した居住者が当該外国法人に対して償還期間を1年未満として金銭を貸与する場合には、指定取引外国為替銀行の長に申告しなければならない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3. 改正>

②第7-13条および第1項に規定された場合を除いて居住者が非居住者に貸し付けようとする場合(第2章で外国為替業務取扱機関の外国為替業務として許容された場合は除外)には韓国銀行総裁に申告しなければならない。ただし、本項による申告事項のうち、他の居住者の保証または担保の提供を受けて貸し付ける場合および10億ウォンを超過するウォン貨資金を貸し付ける場合には、貸付を受ける非居住者が申告しなければならない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3. 改正>

③指定取引外国為替銀行の長および韓国銀行総裁は、それぞれ第1項および第2項による申告のうち、法人でない居住者の非居住者に対する貸付に対しては同申告内容を毎月別に翌月20日までに国税庁長に通知しなければならない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3. 改正>

第2款 債務の保証契約

第7-17条(申告例外取引)

以下の各号の1に該当する債務の保証契約による債権の発生などに関する取引をしようとする場合には申告を要しない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

1. 居住者(債権者)と居住者(債務者)の取引に対して居住者が外国通貨表示保証を行う場合<2012. 4. 16. 改正>
2. 居住者の輸出取引に関して外国の輸入業者が外国為替銀行から域外金融貸付を受取るにおいて当該居住者がその域外金融貸付に対して当該外国為替銀行に外国通貨表示保証を行う場合(当該外国為替銀行は輸出関連の域外金融貸付保証に関する報告書を毎四半期別に翌月20日まで韓国銀行総裁に提出しなければならない)
3. 国内に本店をおいた施設貸付会社が当該施設貸付会社の現地法人に対する外国為替銀行の域外金融貸付に対し本社の出資金額範囲内で外国通貨表示保証を行う場合

4. 居住者がこの規定により認められた取引をすることにより非居住者から保証を受ける場合
5. 居住者が次の各目の1 に該当する保証を行う場合
 - ア.第7-14条および第7-15条の規定による資金借入契約に関して居住者が非居住者に保証をする場合。ただし、第7-14条第1項の規定による主債務系列所属の上位30大系列企業の外貨資金借入契約に関して同系列所属の他の企業が保証しようとする場合にはこの限りではない。<2012.4.16.改正>
 - イ.居住者が第4章で規定した支払い(第4-5条ないし第4-7条の規定による場合は除く)のための外国通貨表示保証を行う場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17改正>
 - ウ.居住者が本章第8節第2款の規定により認められた貸借契約をすることにより国内の他の居住者が外国通貨表示保証をしたり施設貸付会社が外国の施設貸付会社と国内の実需要者間の認められた施設貸付契約に対して外国通貨表示保証を行う場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17改正>
 - エ.居住者の第7-21条第1項第5号の規定による約束手形売却に関して当該居住者の系列企業が外国通貨表示対外保証を行う場合
 - オ.第2-6条第1項のただし書きにより非居住者が韓国銀行総裁に申告して(第2-6条第2項により申告が免除される場合を含む)外国為替銀行から貸付を受けるにあたって、居住者が保証または担保を提供する場合。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19改正>
6. 居住者が非居住者と物品の輸出・輸入または役務取引を行うにおいて保証を行う場合
7. 居住者の輸出、海外建設および役務事業など、外貨獲得のための国際入札または契約に関する入札保証などのために非居住者が保証金を支払ったりこれに替わり保証を行うにおいて保証などを行う非居住者が負担する債務の履行を当該居住者または系列関係にある居住者が保証または負担する契約を締結する場合
8. 居住者第7-11条第1項第3号に該当する海外市場で取引されているデリバティブ取引に必要な資金の支払いに代わり非居住者が支払いまたは保証を行うにあたって支払いまたは保証をする非居住者が負担する債務の履行を当該居住者または当該居住者の系列企業が保証または負担する契約を締結する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4改正>
9. 国民である居住者と国民である非居住者間に他の居住者のために内国通貨で表示されて支払われる債務の保証契約を行う場合
10. 第7-45条第1項第16号および第7-48条第1項第6号の規定に関して資本市場及び金融投資業に関する法律による証券金融会社が非居住者に保証する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4改正>
11. 居住者が非居住者と海外建設および役務事業、物品輸出取引を行うにあたり、当該非居住者(入札代行機関および輸入代行機関を含む)と保証などを行う場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4新設>
12. 第7-40条第2項の規定によるデリバティブ取引に関して居住者が非居住者に保証を行う場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4新設>

第7-18条(外国為替銀行の長に申告など)

①居住者が非居住者と債務の保証契約に伴う債権の発生などに関する取引をしようとする場合で次の各号の1に該当する場合には外国為替銀行の長に申告しなければならない。

1. 国内に本店をおいた証券会社が当該証券会社現地法人の認められた業務に伴う現地借入に対して保証を行う場合。ただし、保証金額は当該現地法人に対する居住者の出資金額の300%以内に限る。

2. 居住者の現地法人が外国の施設貸付会社から認められた事業遂行に必要な施設材を賃借するにおいて当該現地法人が負担する債務の履行を当該居住者または系列関係にある居住者が保証する場合
3. 国内に本店をおいた施設貸付会社が当該施設貸付会社現地法人の認められた業務に伴う現地借入に対して本社の出資金額の範囲内で保証を行う場合

②主な債務系列所属上位30大系列企業体の第7-14条第1項の規定による償還期間が1年を超過する長期外貨資金借入契約に関して同系列所属の他の企業体が保証しようとする場合には、保証しようとする者が借入者の指定取引外国為替銀行の長に申告しなければならない。この場合第7-14条第1項の規定により、借入に関する申告をする者が保証する者に代わって申告することができる。

③海外在住韓国人などに対する与信に関して居住者または当該与信を受ける非居住者が国内にいる金融機関に50万ドル以内で元利金の償還を保証しようとする場合には、指定取引外国為替銀行の長に申告しなければならない。この場合取引外国為替銀行の指定は与信を受ける者の名義にし、海外でも一つの外国為替銀行海外支店または現地法人金融機関などを取引金融機関に指定しなければならない。<企画財政部告示第2018-28号、2018.12.24 改正>

④第3項の規定に関連して保証を提供した者が仮払いをしようとする場合には指定取引外国為替銀行を通じて送金しなければならない。ただし、外国為替銀行が仮払いをする場合にはその限りではない。<財政經濟部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

第7-19条(韓国銀行総裁への申告)

第7-17条および第7-18条で規定された場合を除き居住者と非居住者の取引または非居住者間の取引に関して居住者が債権者である居住者または非居住者と債務の保証契約(外国為替銀行に保証または担保を提供する行為を含む。ただし、第2-6条第3項第3号および第4号の場合は除外する。)による債権の発生などに関する取引をしようとする場合には韓国銀行総裁に申告しなければならない。韓国銀行総裁は必要な場合、同申告内容を国税庁長が閲覧できるようにしなければならない。<2012. 4. 16 改正>

第4節 対外支払い手段、債権その他の売買および役務契約に伴う資本取引

第7-20条(居住者間の取引)

①居住者が他の居住者と対外支払い手段、債権その他の売買および役務契約に伴う外国通貨で表示され、または支払いを受ける債権の発生などに関する取引をしようとする場合で次の各号の1に該当する場合には申告を要しない。

1. 居住者と他の居住者間で物品その他の売買、役務契約に伴う外国通貨で支払われる債権の発生などに関する取引
2. 居住者間に支払い手段として使用する目的でない貨幣収集用および記念用として外国通貨を売買する取引
3. 海外建設および役務事業者と免税用物品製造者間に海外就職勤労者に対する免税クーポンを売買する取引
4. 外国為替銀行が居住者の輸入代金の支払いのためにユネスコクーポンを当該居住者に売却する取引
5. 居住者間で認められた取引として取得した債権の売買契約に伴う外国通貨で表示されたり支払われる債権の発生などに関する取引
6. 居住者間売買差益を目的としない取引で同一者に5,000ドル以内で対外支払い手段を売買する取引<

企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3 改正>

②第1項の規定に該当する場合を除いて居住者が他の居住者と対外支払い手段の売買契約に伴う外国通貨で表示、または支払われる債権の発生などに関する取引をしようとする場合には韓国銀行総裁に申告しなければならない。

③第1項第1号および第5号の規定による代金は外国為替銀行を通じて支払いまたは領収しなければならない。

<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第7-21条(居住者と非居住者間の取引)

①居住者が非居住者と対外支払い手段、債権の売買契約に伴う債権の発生などに関する取引をしようとする場合で次の各号の1 に該当する場合には申告を要しない。

1. 外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人、外国金融機関(外貨両替業者を含む)が海外に滞在する居住者とウォン貨表示旅行者小切手、ウォン貨表示自己宛小切手または内国通貨の売買取引を行う場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

2. 外国に滞在する居住者(在外公館勤務者またはその同居家族、海外滞在者を含む)が非居住者と滞中に直接必要な対外支払い手段、債権の売買取引を行う場合

3. 居住者が外国で保有が認められた対外支払い手段または外貨債権で他の外国通貨表示対外支払い手段または外貨債権を買い入れる場合

4. 居住者が輸出関連外貨債権を非居住者に売却して同売却資金全額を外国為替銀行を通じて国内で回収する場合<財政経済部告示第2005-13号、2005.7.1 改正>

5. 居住者が国内外の不動産、施設物などの利用・使用に関する会員権、非居住者が発行した約束手形および非居住者に対する外貨債権などを非居住者に売却して同売却資金を外国為替銀行を通じて国内で回収する場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

6. 居住者が非居住者に売却した国内の不動産・施設などの利用・使用に関する会員権などを非居住者から再度買い入れる場合

②第1項の規定に該当する場合を除いて居住者が居住者または非居住者と外国の不動産・施設などの利用・使用またはこれに関する権利の取得に伴う会員券の買入取引をしようとする場合には外国為替銀行の長に申告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

③第1項および第2項の規定に該当する場合を除いて居住者が非居住者と対外支払い手段および債権の売買契約に伴う債権の発生などに関する取引をしようとする場合には韓国銀行総裁に申告しなければならない。<財政経済部告示第2005-13号、2005.7.1 改正>

④外国為替銀行頭取は第2項の規定による取得金額が1件当たり10万ドルを超過する場合は国税庁長および関税庁長に、1件当たり5万ドルを超過する場合は金融監督院長に会員権などの売買内容を翌月10日までに報告しなければならない。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>

第5節 証券の発行

第1款 通則

第7-22条(居住者の証券発行)

①居住者が国内で外貨証券を発行または募集(以下本節では“発行”)しようとする場合には許可および申告を要しない。

②居住者が外国で外貨証券を発行しようとする場合(居住者が国内で発生した外貨証券を非居住者が資本市場及び金融投資業に関する法律第9条第8項で規定する私募で取得する場合を含む)には、指定取引外国為替銀行の長などに申告などをしなければならず、第7-14条の規定を準用する。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

③居住者(外国為替業務取扱機関を含み、以下本条では同様である)が本節第3款の規定により外国でウォン貨証券を発行しようとする場合には、財政経済部長官に申告しなければならない<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

④証券を発行した者が払込を完了した場合には、即時に別紙第7-10号書式の証券発行報告書を申告機関長に提出しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第7-23条(非居住者の証券発行)

①非居住者が以下の各号の1に該当する証券を発行しようとする場合には財政経済部長官に申告しなければならない。ただし、証券の発行から調達した資金は申告時に明記した用途に使用しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 ただし書き新設>

1. 非居住者が本節第2款の規定により国内で外貨証券またはウォン貨連係外貨証券を発行(外国で既に発行された外貨証券を国内有価証券市場に上場する場合を含む)しようとするかあるいはウォン貨証券を発行しようとする場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

2. 非居住者が本節第3款の規定により外国でウォン貨証券あるいはウォン貨連係外貨証券を発行しようとする場合<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

②<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 削除>

第7-23条の2(上場証券の取引所間移動)

①第7-22条および第7-23条の規定にもかかわらず、国内証券市場と海外証券市場間で証券の移動が行われる方式で証券を上場しようとする場合には、最初の上場時点で1回に限り企画財政部長官に申告しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

②第1項の申告を行った者は市場間の有価証券の移動または全体証券発行数量の変動が発生した場合、毎月ごとに翌月末までに財政経済部長官に報告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

第2款 非居住者の国内での証券発行手続き

第7-24条(申告および発行資金の使用)

①証券を発行しようとする非居住者は別紙第7-5号の書式の証券発行申告書に発行資金の用途を記載した発行計画書を添付して財政経済部長官に提出しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

②株式預託証券を発行しようとする者は、本款で定めるところにより発行される株式預託証券の新株引受権行使に伴う証券払込代金および配当金支払いなど株式預託証券の権利行使および義務履行に関連する資金の預託および処分のために預託決済院に預託決済院名義のウォン貨証券専用外貨勘定(発行者名義も付記する)を指定取引外国為替銀行に開設するように要請しなければならず、要請を受けた預託決済院は指定取引外国為替銀行に預託決済院名義のウォン貨証券専用外貨勘定を開設しなければならない。<企画財政部

告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

③非居住者が第1項の規定によって国内で証券を発行した場合、ウォン貨証券である場合には非居住者自由ウォン勘定を、外貨証券である場合には対外勘定を開設して証券払込代金を預託しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第7-25条(証券発行専用非居住者ウォン貨勘定) <財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 削除>

第7-26条(証券発行専用対外勘定) <財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 削除>

第7-27条(報告)

①証券発行申告をした者が払込を完了した場合には直ちに別紙第7-10号書式の証券発行報告書に次の各号の書類を添付して企画財政部長官に提出しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

1. 発行条件および費用明細書
2. 引受機関別引受内訳

②預託決済院は預託決済院名義のウォン貨証券専用外貨勘定の支払いおよび領収状況を毎月外貨勘定が開設された指定取引外国為替銀行の長に通知しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

③指定取引外国為替銀行の長は預託決済院名義のウォン貨証券専用外貨勘定の預託および処分状況を毎月韓国銀行総裁に報告しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

④韓国銀行総裁は第3項の預置および処分状況を総合して毎月財政経済部長官に報告しなければならない。

第7-28条(海外販売債券の売買など)

①発行債券の一部を海外で販売しようとする者は海外での海外販売債券の売買(外貨決済に限る)のために国際的に認められる決済機構または預託機関に海外販売債券を預託することができる。

②第1項で定めることにより預託しようとする者は第7-23条で定める発行申告時に財政経済部長官に申告しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

第3款 外国でウォン貨証券の発行手続き

第7-29条(居住者のウォン貨証券発行)

①居住者が外国でウォン貨証券を発行しようとする場合には別紙第7-5号書式の証券発行申告書に発行資金の用途を記載した発行計画書を添付して財政経済部に提出しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

②ウォン貨証券発行を申告した者が払込を完了した場合には直ちに別紙第7-10号書式の証券発行報告書を企画財政部長官に提出しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第7-30条(非居住者のウォン貨証券発行)

①非居住者が外国でウォン貨証券(ウォン貨連係外貨証券を含み、以下、本条では同様である)を発行しようとする場合には別紙第7-5号の書式の証券発行申告書に発行資金の用途を記載した発行計画書を添付して財

政経済部長官に提出しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

②ウォン貨証券発行申告をした者が払込を完了した場合には直ちに別紙第7-10号書式の証券発行報告書を企画財政部長官に提出しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第6節 証券の取得

第1款 通則

第7-31条(居住者の証券取得)

①居住者が非居住者から証券を取得しようとする場合で、以下の各号の1に該当する場合には申告を要しない。ただし、外国法人の経営に参加するために当該法人の株式または出資持分を取得しようとする場合には第9章の規定による。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

1. 居住者が第2款の規定に定めるところにより外貨証券に投資する場合
2. 居住者が非居住者から相続・遺贈・贈与により証券を取得する場合
3. 居住者がこの章第5節の規定で定めるところにより、発行した証券の満期前償還および買入消却などのために証券を取得する場合。(2006.1.1 ただし書き削除)
4. 居住者が認められた取引により取得した株式または持分の代わりに合併後存続・新設された法人の株式または持分を非居住者から取得する場合<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30 改正>
5. 居住者が外国の法令による義務を履行するために非居住者から外貨証券を取得する場合
6. 居住者が国民である非居住者から国内でウォン貨証券を内国通貨で取得する場合
7. 居住者が認められた取引に伴う貸付金の代物弁済、担保権の行使に関して非居住者から外貨証券を取得する場合
8. 居住者が第5節の規定により非居住者が国内または国外で発行した満期1年以上であるウォン貨証券を取得したり非居住者が発行した海外販売債券を資本市場及び金融投資業に関する法律および施行令が定めるところにより非居住者に売却する目的で国内引受会社が取得する場合。ただし、居住者が原株を取得する場合には第2款の規定を準用する。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
9. 国内企業が事業活動に関して外国企業との取引関係の維持または円滑化のために5万ドル以下の当該外国企業の株式または持分を取得する場合
10. 外国人投資促進法による外国人投資企業(国内子会社を含む)、第9章第3節による外国企業国内支社、外国銀行国内支店または事務所に勤める者が本社(本社の持株会社や傍系会社を含む)の株式または持分を取得する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
11. 居住者が国内有価証券市場に上場または登録された外貨証券を非居住者から取得したり付与された権利行使に伴う株式または持分を取得する場合
12. 第7-32条第1項第1号、第2号および第11号、第7-32条第2項および第3項の規定により、証券を取得した非居住者から同証券を取得する場合<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

②第1項の規定に該当する場合を除き居住者が非居住者から証券を取得しようとする場合には韓国銀行総裁に申告しなければならない。韓国銀行総裁は必要な場合、同申告内容を国税庁長が閲覧できるようにしなければならない。ただし、居住者が保有証券を代価として非居住者から証券を取得しようとする場合には交換対象証券の価格の適正性を立証しなければならない。<2012.4.16 改正>

③韓国銀行総裁は年度別の証券取得現況などを翌年度の第2月の末日までに企画財政部長官に報告しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号 2006.1.1 改正>

第7-32条(非居住者の証券取得)

①非居住者が居住者から証券を取得しようとする場合で次の各号の1に該当する場合には申告を要しない。

1. 第3款の規定によりウォン貨証券を取得する場合、ただし、認められた証券貸借取引のために外国金融機関に開設した口座に外貨担保を預置および処分する場合には、第3款による取引とみなす。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 ただし書き新設>
2. 外国人投資促進法の規定により認められた外国人投資のために非居住者が居住者から証券を取得する場合
3. 非居住者が居住者から相続・遺贈として証券を取得する場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
4. 非居住者が国内法令に定める義務の履行のために国公債を買い入れる場合
5. 第7-31条第1項第10号の規定により居住者が取得した本社の株式(持分含む)を非居住者が当該居住者から買い入れる場合
6. 非居住者が第2-5条、第2-10条および第7-22条の規定により、居住者が外国で発行した外貨証券を取得したり付与された権利行使に伴う株式または持分を取得する場合
7. 国民である非居住者が居住者から国内でウォン貨証券を取得する場合
8. 本章第5節第2款の規定で定めるところにより国内でウォン貨証券およびウォン貨連係外貨証券を発行した非居住者が当初許可を受けたり申告されたところにより満期前償還などのために証券を取得する場合、非居住者が本章第5節第2款の規定で定めるところにより非居住者が発行した株式預託証券を資本市場及び金融投資業に関する法律および施行令が定めるところにより居住者から取得したり非居住者が株式預託証券の原株を居住者から取得する場合、または本章第5節第2款の規定で定めるところにより発行される海外販売債券を資本市場及び金融投資業に関する法律および施行令が定めるところにより引受けた国内引受会社から取得する場合。ただし、非居住者が本章第5節第2款の規定で定めるところにより非居住者が発行した株式預託証券を居住者から取得する場合には第7-37条の規定を準用する。また、本章第5節第2款の規定で定めるところにより株式預託証券を発行した非居住者が当該株式預託証券を取得する場合には第7-24条の規定を準用する。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
9. 非居住者が認められた取引に伴う貸付金の代物弁済、担保権の行使および債権の出資転換(金融産業の構造改善に関する法律、企業構造調整促進法、債務者再生及び破産に関する法律による出資転換をいう)に関して居住者から証券を取得する場合<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>
10. 非居住者が国内有価証券市場に上場または登録された外貨証券または国内の外国為替銀行が発行した外貨譲渡性預金証券を取得する場合。ただし、手続きなどは第3款の規定を準用する。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>
11. 第7-31条第1項第1号および第12号、第7-31条第2項の規定により証券を取得した居住者から同証券を取得する場合<企画財政部告示第2008-6号、2008.6.2 改正>

②第1項第1号に該当する場合を除いて非居住者が居住者から国内法人の非上場・非登録内国通貨表示株式または持分を外国人投資促進法で定めた出資目的物により取得する場合で外国人投資促進法で定めた外国人投資に該当しない場合には外国為替銀行の長に申告しなければならない。<財政経済部告示第2002-12号、2002.7.2 新設>

③第1項および第2項の規定に該当する場合を除いて非居住者が居住者から証券を取得しようとする場合に

は韓国銀行総裁に申告しなければならない。<財政経済部告示第2002-12号、2002.7.2 改正>

第2款 居住者の外貨証券投資手続き

第7-33条(投資対象など)

- ①居住者が本款の規定により投資することができる外貨証券には制限を定めない。<財政経済部告示第2006-26号、2006.8.3 改正>
- ②機関投資者が外貨証券を売買しようとする場合には申告を要しない。ただし、第7-35条による報告義務を遵守しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
- ③第2項本文の規定にも係らず、機関投資家が信用派生結合証券を売買しようとする場合には韓国銀行総裁に申告しなければならない。ただし、外国為替業務取扱機関が外国為替業務として行う取引は第2章で定めた手続きに従う。<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30 新設>
- ④機関投資家以外の一般投資家が外貨証券を売買しようとする場合には投資仲介業者を通じて外貨証券の売買を委託しなければならない。ただし、資本市場及び金融投資業に関する法律が定めるところによって外国集合投資証券を売買しようとする場合には投資売買業者または投資仲介業者を相手に外国集合投資証券を売買することができる。<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30 改正>

第7-34条(外貨証券投資専用外貨勘定)

- ①一般投資家から外貨証券の売買を委託された投資仲介業者は外国為替銀行に開設された一般投資家名義(投資仲介業者の名義を付記すること)または投資仲介業者名義の外貨証券投資専用外貨勘定を通じて投資関連資金を送金するかまたは回収しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
- ②居住者がこの款の規定により外貨証券を売買しようとする場合、証券金融会社名義の外貨証券投資専用外貨勘定に投資者預託金を預け置くことができる。<2012.4.16 新設>

第7-35条(報告など)

- ①機関投資家は外貨証券投資資金の源泉により区分して毎四半期別の外貨証券の引受、売買、保有、貸付および外貨預金の保有、運営実績と投資資金の対外支払いおよび国内回収実績(国民年金法第83条第5項により国民年金基金の管理・運用に関する業務の委託を受けた法人の場合には6ヵ月前の取引実績に限る)を翌四半期の最初の月の10日までに韓国銀行総裁に報告しなければならない。<財政経済部告示第2007-13号、2007.2.26 改正>
- ②投資仲介業者および外国集合投資証券を売買する投資売買業者は第7-33条による一般投資家の毎四半期別の外貨証券の投資現況、売買実績など(以下“外貨証券投資現況”)を翌四半期の最初の月の10日までに韓国銀行総裁および金融監督院長に報告しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
- ③韓国銀行総裁は第1項の規定により報告を受けた外貨証券投資の現況を総合して財政経済部長官に通知しなければならない。

第3款 外国人投資家の国内ウォン貨証券投資手続き

第7-36条(適用範囲)

①非居住者(国民である場合には海外永住権を持った者に限る)または証券投資資金の対外送金を保証してもらおうとする外国人居住者(以下“外国人投資家”)が次の各号の国内ウォン貨証券を取得したり、その取得証券を国内で売却または第7-45条第16項および第7-48条第1項第6号の証券貸借取引(以下本款では“認められた証券貸借取引”)または金融投資業規定の第5-1条第6号の買戻条件付売買(以下本款では“買戻条件付売買”)をするのに関しては本款に定めるところによる。<2012.4.16 改正>

1. 証券<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
2. 企業手形
3. 商業手形
4. 貿易手形
5. 譲渡性預金証書
6. 表示手形
7. 総合金融会社発行手形

②外国人投資者が第1項の規定により取得した証券に付与された権利行使および相続・遺贈に伴う承継取得により国内ウォン貨証券を取得またはその取得証券を国内で売却する場合にも同様である。

第7-37条(投資専用勘定など)<2012.4.16 題目改正>

①外国人投資家は国内ウォン貨証券に投資(証券売却代金の外国への送金を含む)したり認められた証券貸借取引および買戻条件付売買と関連した資金の支払いなどのため、外国為替銀行に本人名義の投資専用対外勘定および投資専用非居住者ウォン貨勘定(以下“投資専用勘定”)を通じて関連資金を預置・処分することができる。ただし、国際預託決済機構が外国人投資者の委託を受けて国債または韓国銀行法第69条による通貨安定証券を売買する場合には当該国際預託決済機構名義の投資専用勘定を開設して関連資金を預置および処分することができる。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>

②外国人投資者が第1項の投資専用対外勘定に預けておける外貨資金は次の各号の1に限る。<財政經濟部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 外国人投資家が外国から送金または携帯搬入した外貨資金
2. 本人名義の他の投資専用対外勘定、対外勘定、非居住者外貨信託勘定および投資仲介業者・投資売買業者(以下“投資仲介業者など”)投資専用外貨勘定、韓国取引所、預託決済院、証券金融会社、清算会社の投資専用外貨勘定から振り込まれた外貨資金<企画財政部告示第2016-6号 2016.3.229 改正>
3. 第7-36条の規定により取得した証券の売却代金・配当金・利息および認められた証券貸借取引・買戻条件付売買と関連した資金などを対価に買い入れた外貨資金。ただし、第2-3条の規定にもかかわらず、外国為替銀行は外貨を売却した翌日から3営業日以内に関連取引内訳を確認することができる。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>
4. 本人名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定・非居住者自由ウォン貨勘定・非居住者ウォン貨信託勘定に預置資金を対価に買い入れた外貨資金<財政經濟部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

③外国人投資者が第1項の投資専用対外勘定を処分できる場合は次の各号の1に限る。<財政經濟部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 内国支払い手段を対価にした売却。ただし、第1項のウォン貨勘定に預けるか、第7-36条の規定による証券の取得および認められた証券貸借取引、買戻条件付売買のために外国為替銀行、投資仲介業者など・預託決済院・証券金融会社・総合金融会社・相互貯蓄銀行または通信官署のウォン貨勘定に振り込む

場合に限る。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>

2. 外国に対する送金

3. 本人名義の他の投資専用対外勘定、対外勘定、非居住者外貨信託勘定、投資仲介業者などの投資専用外貨勘定、韓国取引所、預託決済院、証券金融会社、清算会社の投資専用外貨勘定への振込<企画財政部告示第2016-6号 2016.3.22 改正>

4. 対外支払い手段への引き出しまたは他の対外支払い手段の購入

④外国人投資家が投資専用非居住者ウォン貨勘定に預けておける資金は次の各号の1に限る。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 第7-36条の規定による証券の売却代金・配当金・利息および認められた証券貸借取引・買戻条件付売買と関連した資金など。ただし、外国為替銀行・投資仲介業者など・預託決済院・証券金融会社・総合金融会社・相互貯蓄銀行または通信官署のウォン貨勘定から振り込む方法による。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>

2. 本人名義の他の投資専用非居住者ウォン貨勘定・非居住者自由ウォン貨勘定・非居住者ウォン貨信託勘定から振替えられてきた資金<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

3. 証券売買に関する委託証拠金

4. 本人名義の投資専用対外勘定に預けられた外貨資金を国内支払い手段を代価に売却した資金<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

5. 第1項のただし書きで定めるところにより、外国人投資家が国債または韓国銀行法第69条による通貨安定証券の売買を国際預託決済機構に委託して投資する場合、国際預託決済機構名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定から振替えられた資金。ただし、国際預託決済機構名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定内の本人名義の顧客口座に預託された資金に限る。<企画財政部告示第2010-10号、2010.5.19 新設>

⑤投資専用非居住者ウォン貨勘定を処分できる場合は次の各号の1に限る。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 第2項の本人名義の投資専用対外勘定に振替<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

2. 第7-36条の規定による証券取得関連資金または認められた証券貸借取引・買戻条件付売買と関連した資金の支払いのための外国為替銀行・投資仲介業者など・預託決済院・証券金融会社・総合金融会社・相互貯蓄銀行または通信官署のウォン貨勘定への振込<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>

3. 本人名義の他の投資専用非居住者ウォン貨勘定・非居住者自由ウォン貨勘定・非居住者ウォン貨信託勘定への振替<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

4. 外国人投資家が国内で滞在するのに伴う生活費、日用品または役務の購入などのための内国支払い手段への引き出し

5. 外国為替銀行からの第7-36条第1項第3号または第6号に該当する証券の購入。<2012.4.16 改正>

6. 第1項のただし書きで定めるところにより、外国人投資家が国債または韓国銀行法第69条による通貨安定証券の売買を国際預託決済機構に委託しようとする場合、国際預託決済機構名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定内の本人名義の顧客口座への振替<企画財政部告示第2010-10号、2010.5.19新設>

⑥第5項第4号の内国支払い手段で引出す場合で、同一者、同一人基準で1万ドル相当額を超過する内国

支払手段を引出す場合には金融監督院長に届け出なければならない。<財政経済部告示第2006-26号、2006.8.3改正>

⑦外国保管機関は配当金領収など保管証券の権利行使(売買取引は除く)のために外国為替銀行に保管機関名義の対外勘定および非居住者ウォン貨勘定を開設することができる。ただし、外国保管機関の対外勘定およびウォン貨勘定の預託および処分は外国人投資家の投資専用対外勘定および投資専用非居住者ウォン貨勘定間で相互振込む方法によるか、外国預託機関が外国人投資者に権利を配分するために外国に開設した外国預託機関の口座に振込む方法による。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4改正>

第7-38条(投資仲介業者など投資専用外貨勘定)

①第7-37条の規定にかかわらず、投資仲介業者などは第7-36条の規定による外国人投資家の国内ウォン貨証券の取得および売却または認められた証券貸借取引または買戻条件付売買のため外国為替銀行に投資仲介業者などの名義で投資専用為替勘定を開設することができる<2012.4.16改正>

②第1項の規定による投資専用外貨勘定の預託および処分は第7-37条第2項および第3項を各々準用する。
<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4改正>

第7-39条(報告など)

①外国為替銀行の長は、第7-37条の投資専用口座の現況を証券の種類別に分離し、翌営業日までに韓国銀行総裁に提出しなければならない。証券種類の区分および細部の報告内訳などは韓国銀行の総裁が定めるところに従う。<企画財政部告示第2012-16号、2012.12.5改正>

②投資売買業者・投資仲介業者は、証券投資現況(第7-38条の投資専用口座を含む)、売買実績などを投資家別、証券種類別に分類し、翌営業日までに韓国銀行総裁に提出しなければならない。韓国銀行総裁は提出を受けた資料のうち統計資料を翌四半期の最初月10日までに金融監督院長に通知しなければならない。証券種類の区分および細部の報告内訳などは、韓国銀行総裁が定めるところに従う。<企画財政部告示第2012-16号、2012.12.5改正>

③韓国銀行総裁は、第1項ないし第2項の規定により報告を受けた投資専用口座現況および証券種類別の売買現況を総合して企画財政部長官に報告しなければならない。<企画財政部告示第2012-16号、2012.12.5改正>

④第7-37条第1項のただし書き規定により投資専用勘定を開設した国際預託決済機構は毎月別に投資を委託した外国人投資家別取引および保有内訳を翌月10日までに韓国銀行総裁に報告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17改正>

第7節 デリバティブ取引

第7-40条(取引手続き)

①居住者間または居住者と非居住者間のデリバティブ取引として、第2章で定める規定により外国為替業務取扱機関が外国為替業務として行う取引は申告を要しない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4改正>

②取引者間または居住者間または居住者と非居住者間のデリバティブ取引として第1項に該当しない取引または第1項に該当する取引のうち、以下の各号の1に該当する場合には居住者が韓国銀行総裁に申告しなければならない。韓国銀行総裁は必要な場合、申告内容を国税庁長が閲覧できるようにしなければならない。

ただし、第1号または第3号に該当する取引をしようとする場合には韓国銀行総裁が認める取引妥当性認証書類を提出しなければならない。<2012.4.16 改正>

1. 額面金額の100分の20以上をオプションプレミアムなど前払手数料として支払う取引をする場合
2. 既に締結されたデリバティブ取引を変更・取消および終了する場合に、既に締結されたデリバティブ取引から発生した損失を新たなデリバティブ取引の価格に反映する取引をしようとする場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
3. デリバティブ取引を資金流出入・居住者の非居住者に対するウォン貸付・居住者の非居住者からの資金調達などの取引において本法・令および規定で定めた申告などの手続きを回避するために行う場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
4. 韓国銀行総裁に申告するように規定された場合<2012.4.16 新設>

第7-41条(決済手続きなど)

韓国取引所は毎月デリバティブ取引実績を韓国銀行総裁に報告しなければならない。韓国銀行総裁はデリバティブ取引の申告および報告内訳を総合して財政経済部長官に報告しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第7-42条(投資専用外貨勘定など)

①非居住者または投資資金の対外送金の保証を受けようとする外国人居住者が市場デリバティブに投資するか、店頭デリバティブを清算会社を通じて清算しようとする場合には外国為替銀行に投資家名義の第7-37条第1項の投資専用対外勘定と投資専用非居住者ウォン貸勘定を開設して投資関連資金または清算関連資金を送金するか回収しなければならない。この場合、勘定の預託・処分は第7-37条を準用する。<企画財政部告示第2016-6号、2016.3.22 改正>

②投資仲介業者または韓国取引所・証券金融会社または清算会社は非居住者または投資資金の対外送金の保証を受けようとする外国人居住者の第1項による市場デリバティブの投資または店頭デリバティブの清算のために投資仲介業者名義の投資専用外貨勘定または韓国取引所、証券金融会社、清算会社名義の投資専用外貨勘定を開設することができる。この場合、投資専用外貨勘定の預託・処分は第7-38条を準用する。<企画財政部告示第2016-6号、2016.3.22 改正>

③投資仲介業者は非居住者の市場デリバティブの投資および店頭デリバティブの清算のための勘定を管理するにあたり投資家の決済資金がこの規定により認められた取引に従ったものかを確認しなければならない。<企画財政部告示第2016-6号、2016.3.22 改正>

④第2項に関連する投資仲介業者・韓国取引所・証券金融会社・清算会社名義の投資専用外貨勘定の現況、市場デリバティブの投資現況、店頭デリバティブの清算現況および売買実績などの報告などは第7-39条を準用する。<企画財政部告示第2016-6号、2016.3.22 改正>

第9章 直接投資および不動産の取得

第4節 居住者の外国不動産取得 <財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

第9-38条(申告受理要件の審査)

居住者の外国にある不動産またはこれに関する権利の取得に関連し、韓国銀行総裁または指定取引外国為

替銀行の長は、外国不動産の取得申告がある場合には、以下の各号の1の事項に対する審査を行い、受理の如何を決定しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 外国に不動産またはこれに関する物件・賃借権その他これと同様な権利(以下、本款で“権利”)を取得しようとする者が以下の各目の1に該当する者であるかどうか
 - ア.信用情報の利用及び保護に関する法律による金融取引など商取引において約定した期日内に債務を返済しなかったもので、総合信用情報集中機関に登録された者
 - イ.租税滞納者
 - ウ.海外移住の手続きを踏んでいる個人または個人事業者
2. 不動産取得金額が現地の金融機関および鑑定機関などが適正と認める水準であるかどうか
3. 不動産取得が海外事業活動および居住の目的など実際の使用目的に適合するかどうか(2006.8.3.改正)

第9-39条(申告受理の手続き)

①居住者が外国にある不動産またはこれに関する権利を取得しようとする者で、以下の各号の1に該当する場合には、申告を要しない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 外国為替業務取扱い機関が海外支社の設置および運営に直接必要な不動産の所有権または賃借権を取得する場合(当該海外支店の与信回収のための担保権の実行による取得を含む)<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
2. 居住者が非居住者から相続・遺贈・贈与による不動産に関する権利を取得する場合
3. 政府が外国にいる非居住者から不動産またはこれに関する権利を取得する場合
4. 外国人居住者と法第3条第1項第15号ただし書きの規定に該当する居住者が法または令の適用を受ける取引以外の取引によって外国にある不動産またはこれに関する権利を取得する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
5. 外国為替業務取扱い機関が外国為替業務を営むことによって海外所在の不動産を担保として取得する場合
6. 不動産投資会社法による不動産投資会社、資本市場及び金融投資業に関する法律による金融投資業者が当該法令の定めるところによって外国にある不動産またはこれに関する権利を取得する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
7. 法律によって設立された基金を管理・運用する法人および国民年金法第102条第5項により国民年金基金の管理・運用に関する業務の委託を受けた法人が当該法令により海外資産運用目的で不動産を売買または賃貸するための場合<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30 改正>
8. 以下の各目の1に該当する者が海外資産運用目的で不動産を売買または賃貸するための場合で、以下の各目の1で定める範囲内で外国にある不動産またはこれに関する権利を取得する場合
 - ア.銀行、保険会社、総合金融会社:当該機関の関連法令や規定などで定めた範囲内<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
9. 海外滞在者および海外留学生が本人居住の目的で外国所在の不動産を賃借する場合<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19 新設>
10. 外国にある不動産を賃借する場合(賃借保証金が1万ドル以下の場合に限る)<企画財政部告示第2018-28号、2018.12.24. 新設>

②第1項の規定に該当する場合を除き、居住者が以下の各号の1に該当する外国にある不動産またはこれに関する権利を取得しようとする場合には、別紙第9-12号書式の不動産取得申告(受理)書を作成して指定取引外国為替銀行の長に申告して受理を受けなければならない。<企画財政部告示第2008-6号、2008.6.2 ただし書き削除>

1. 居住者が住居以外の目的で外国にある不動産を取得する場合<2012.4.16. 改正>
2. 居住者本人または居住者の配偶者が海外に滞在する目的で住居用住宅を取得する場合(居住者の配偶者名義の取得を含む)<企画財政部告示第2018-28号、2018.12.24. 改正>
3. 外国にある不動産を賃借する場合(賃借保証金が1万ドルを超過する場合に限る)<企画財政部告示第2018-28号、2018.12.24. 改正>

③第2項の規定にもかかわらず、居住者が外国不動産売買契約を確定する以前に指定取引外国為替銀行の長から仮申告受理を受けた場合には、取得予定金額の100分の10以内(最高20万ドル)で外国不動産取得代金を支払うことができる。この場合、仮申告受理を受けた日から3ヵ月以内に第2項の規定により申告して受理を受けるかあるいは支払った資金を国内に回収しなければならない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.13 新設>

④第1項および第2項に規定された場合を除き、居住者が外国にある不動産またはこれに関する権利を取得しようとする場合には、別紙第9-12号書式の不動産取得申告(受理)書を作成して韓国銀行総裁に申告して受理を受けなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

⑤本節の規定による不動産またはこれに関する権利の取得に関しては、本節で別途規定した場合を除いては第9-4条および第9-6条を準用する。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

⑥第5項にもかかわらず、個人投資家が永住権、市民権を取得した場合には、第9-4条、第9-6条および第9-40条の規定は適用しない。ただし、永住権を取得した個人投資家が、以降国内に滞在して居住者になった場合にはこの限りではない。

第9-40条(事後管理)

①韓国銀行総裁または指定取引外国為替銀行の長は、第9-39条第2項および第4項の規定による居住者の外国にある不動産またはこれに関する権利取得に対する申告受理内容を毎翌月20日までに国税庁長、関税庁長および金融監督院長に通知しなければならない。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>

②第9-39条第2項および第4項の規定による申告受理を受けて外国にある不動産またはこれに関する権利を取得した者は、次の各号の報告書を韓国銀行総裁または指定取引外国為替銀行の長に提出しなければならない。韓国銀行総裁または指定取引外国為替銀行の長は、第1号および第2号の報告書の提出を受けた日が属する月の翌月末日までに国税庁長、関税庁長および金融監督院長に提出しなければならない。ただし、申告人の所在不明などで次の各号の報告書の提出を受けるのが不可能な場合には例外として、韓国銀行総裁または指定取引外国為替銀行の長は国税庁長、関税庁長および金融監督院長に所在不明などの事実を報告しなければならない。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>

1. 海外不動産取得報告書:不動産取得代金の送金後3ヵ月以内<2012.4.16. 改正>
2. 海外不動産処分(変更)報告書:不動産処分(変更)後3ヵ月以内。ただし、3ヵ月以内に処分代金を受領する場合には受領する時点。<2012.4.16 ただし書き新設>
3. 随時報告書:韓国銀行総裁または指定取引外国為替銀行の長が取得不動産の継続保有可否の証明な

ど事後管理に必要と認められることから要求する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第9-41条(海外住宅の売却)<企画財政部告示第2008-6号、2008.6.2 削除>

第5節 非居住者の国内不動産取得<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

第9-42条(申告手続き)

①非居住者が国内にある不動産またはこれに関する物権・賃借権その他これと類似した権利(以下本款で“権利”)を取得しようとする場合で次の各号の1に該当する場合には申告を要しない。

1. 海底鉱物資源開発法の規定により認められたところにより非居住者である粗鉱権者が国内にある不動産またはこれに関する権利を取得する場合
2. 非居住者が本人、親族、従業員の居住用に国内にある不動産を賃借する場合
3. 国民である非居住者が国内にある不動産またはこれに関する権利を取得する場合
4. 非居住者が国内にいる非居住者から土地以外の不動産またはこれに関する権利を取得する場合
5. 外国人非居住者が相続または遺贈により国内にある不動産またはこれに関する権利を取得する場合<財政経済部告示第2001-19号、2001.11.6 新設>

②第1項で定めた場合を除いて非居住者が国内不動産またはこれに関する権利を取得しようとする場合で次の各号の1に該当する場合には別紙第9-12号書式の不動産取得申告(受理)書に当該不動産取引を立証できる書類または担保取得を立証できる書類を添付して外国為替銀行の長に申告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 外国から携帯輸入または送金(対外勘定に預けられた資金を含む)された資金で取得する場合
2. 居住者との認められた取引に伴う担保権を取得する場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
3. 第1号による資金(外国で直接決済する場合を含む)または第1項および第2項の方法で不動産またはこれに関する権利を取得した非居住者から不動産またはこれに関する権利を取得する場合<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

③第1項および第2項の場合を除いて非居住者が国内にある不動産またはこれに関する権利を取得しようとする場合には韓国銀行総裁に申告しなければならない。

第9-43条(売却代金の支払いなど)

①非居住者が次の各号の1に該当する方法として取得した国内にある不動産またはこれに関する権利の売却代金を外国で支払おうとする場合には当該不動産またはこれに関する権利の取得および売却を立証できる書類を外国為替銀行の長に提出しなければならない。ただし、在外同胞の国内財産搬出の場合には第4-7条の規定を適用する。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 第9-42条第2項第1号による資金で第9-42条第1項第1号ないし第4号の規定により国内にある不動産またはこれに関する権利を取得した場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
2. 第9-42条第2項の規定により国内にある不動産またはこれに関する権利を取得した場合。ただし、第7-13条第4号の規定により国内不動産またはこれに関する権利を取得した場合を除く。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
3. 第9-42条第1項第5号および第9-42条第3項の規定により国内にある不動産またはこれに関する権利を

取得した場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

②第1項の本文の場合を除き、非居住者が国内にある不動産またはこれに関する権利の売却代金を外国に支払うために、対外支払い手段を仕入れる場合には、第7-21条第3項の規定によって別紙第7-4号の書式の対外支払い手段売買申告書にて韓国銀行総裁に申告しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

③ <財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 削除>